

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください（有効期限は平成29年7月31日までです）。



新しい保険証は水色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年です。

現在、減額認定証を交付されており、8月以降も交付対象に該当する方は、保険証とともに郵送しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは**希望者**にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

イメージ図

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

■医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

■障害認定申請について

一定の障がいのある65～74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

なお、申請により後期高齢者医療制度に加入した場合は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）を脱退する手続きが必要です。脱退手続きの方法は各保険者へお問い合わせください。

※一定の障がいとは

- (1) 障害基礎年金1、2級を受給している方
※国民年金以外の障害年金受給者については個別にお問い合わせください。
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・音声障害
 - ・言語障害
 - ・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - ・下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

【申請に必要なもの】 ・年金証書または各手帳 ・現在加入している健康保険証
・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード

【問い合わせ先】 ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111